

郡山市行財政改革推進本部設置要綱

平成 7 年 7 月 3 日制定

平成 9 年10月 3 日一部改正

平成11年 7 月 1 日一部改正

平成14年 4 月 1 日一部改正

平成18年 6 月 1 日一部改正

平成19年 4 月 1 日一部改正

平成20年 4 月 1 日一部改正

平成22年 4 月 1 日一部改正

平成23年 5 月 1 日一部改正

平成25年11月 1 日一部改正

平成26年 4 月 1 日一部改正

平成27年 4 月 1 日一部改正

平成29年 4 月 1 日一部改正

平成30年 4 月 2 日一部改正

平成31年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月24日一部改正

令和 4 年10月31日一部改正

令和 6 年 3 月29日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

〔総務部行政マネジメント課〕

（設置）

第 1 条 現下の地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、新しい観点に立って現行の行財政運営の全面的な見直し改善を実施することとし、この推進組織として郡山市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には総務部長を、副本部長には政策開発部長及び財務部長をもって充てる。

3 本部員には、郡山市部設置条例（平成 5 年郡山市条例第38号）第 1 条に規定する部の長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により本部長の職務を代理する部長の順序は、政策開発部長、財務部長の順序とする。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には総務部次長を、副幹事長には行政マネジメント課長をもって充てる。

4 幹事には、別表に掲げる者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について本部長に報告しなければならない。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 現行の行財政に関する問題点の把握、抽出等

(2) 前号の問題点に係る解決策の検討

(3) 行財政改革大綱原案の作成

(4) 前3号に掲げるもののほか、行財政改革に関して必要な事務

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務部総務法務課長補佐、総務部人事課長補佐、政策開発部未来創造課長補佐、政策開発部DX戦略課長補佐、財務部財政課長補佐、財務部公有資産マネジメント課長補佐、税務部市民税課長補佐、市民部市民・NPO活動推進課長補佐、文化スポーツ観光部文化振興課長補佐、環境部環境政策課長補佐、保健福祉部保健福祉総務課長補佐、こども部こども総務企画課長補佐、農商工部農業政策課長補佐、建設構想部道路計画課長補佐、都市構想部都市政策課長補佐、会計課長補佐、上下水道局総務課長補佐、教育委員会事務局教育総務部総務課長補佐、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長補佐、議会事務局総務議事課長補佐、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長（これらの職が複数置かれている場合にあつてはそれらの者のうちいずれか1人とし、これらの職が置かれない場合にあつては当該職が属する部局の長が指名する者とする。）並びに行政センター副所長のうち総務部長が指名する者
